

沼津市立高尾園指定管理者募集要項

令和8年4月

沼津市

目 次

1	はじめに	1
2	施設の概要	1
3	募集概要	2
4	指定管理者が行う業務の範囲	3
5	業務の再委託	3
6	指定管理者と市のリスク分担表	3
7	指定管理者の募集に関する事項	4
8	申請に関する事項	5
9	現地説明会	7
10	指定管理者の選定等	7
11	協定書の締結	9
12	モニタリング	9
13	その他	10
	沼津市立高尾園指定管理者申請に関する様式集	12

1 はじめに

沼津市立高尾園は、身体上又は精神上著しい障害があるために、日常生活を営むことが困難な者の生活援助を行い、社会復帰又は自立を支援することを目的とする生活保護法第 38 条に定める静岡県東部唯一の救護施設です。

沼津市では、沼津市立高尾園の管理運営について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、沼津市立救護施設設置条例第 5 条及び沼津市社会福祉課所管施設指定管理者の選定等に関する要綱第 3 条の規定に基づき、本制度の趣旨であるサービスの向上と施設の効果的・効率的運営を行うため、公共施設の管理者としての社会的責任を十分果たすことのできる指定管理者を次のとおり募集します。

2 施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称 沼津市立高尾園
所在地 沼津市足高字尾上 156 番地の 1

(2) 規模及び構造

敷地面積 15,761.05 m²
建物面積 3,220.89 m²
構 造 鉄筋コンクリート造 2 階建て

(3) 施設内容 (平面図)

1 階 食堂、調理室、ロビー、集会室、倉庫、機械室、洗濯室
入所者用トイレ（車椅子用有）2 箇所、職員用トイレ
浴室、脱衣室、シャワー室、職員室、休憩室、医務室
寮母室、居室 19 箇所、宿直室、エレベーター

2 階 ロビー、倉庫、機械室、洗濯室、ボランティア活動室
入所者用トイレ（車椅子用有）2 箇所、浴室、更衣室
訓練室、和室、相談コーナー、寮母室、居室 24 箇所、宿直室
エレベーター

その他 駐車場 31 台分、グラウンド 約 34.3m×約 27.5m

(4) 定員 80 人 ※緊急な入所対応の場合に限り 81 人まで受け入れ

(5) 入所者の状況（令和 8 年 4 月 1 日現在）

① 年齢別入所者及び平均年齢

年齢 性別	20 歳 ～29 歳	30 歳 ～39 歳	40 歳 ～49 歳	50 歳 ～59 歳	60 歳 ～69 歳	70 歳 以上	計
男	1 人	0 人	1 人	9 人	26 人	8 人	45 人
女	0 人	0 人	2 人	12 人	14 人	8 人	36 人
計	1 人	0 人	3 人	21 人	40 人	16 人	81 人

*最高齢者（男性）80 歳

*入所者は他市入所者を含む

② 障害別入所者数

障害別		知的障害	精神障害	身体障害	重複障害	その他	合計
人員	男	5人	23人	3人	8人	6人	45人
	女	2人	27人	1人	5人	1人	36人
	計	7人	50人	4人	13人	7人	81人

③ 在園年数別入所者数

年 数	男	女	計
0年以上～1年未満	3人	5人	8人
1年以上～5年未満	10人	14人	24人
5年以上～10年未満	14人	8人	22人
10年以上～15年未満	8人	3人	11人
15年以上～20年未満	4人	2人	6人
20年以上～25年未満	4人	2人	6人
25年以上	2人	2人	4人
合計	45人	36人	81人

3 募集概要

(1) 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。

(2) 指定管理料

指定管理料は、国の定める生活保護法による保護施設事務費の支弁基準額を限度として支払います。なお、支払時期及び方法は、当月分を当月25日までに指定管理者の指定口座に口座振替するものとし、支弁基準額の改訂により、精算が必要となった場合は、翌月精算するものとし、詳細については、基本協定書において定めます。

(3) 指定管理者の募集及び選定方法

書類及び面接（ヒアリング）により、応募団体の能力や提案内容を審査し、候補者を一団決定します。

選定については、沼津市社会福祉課所管施設指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、審査を行った上で市が候補者を選定します。

(4) 沼津市議会の議決による指定

候補者を選定後、沼津市議会（以下「市議会」という。）の議決を経て、指定管理者として指定します。

(5) 協定締結

指定管理者の指定後、施設の管理業務に関する協定書を市と締結します。

4 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者の業務の範囲は、沼津市立救護施設設置条例第7条に規定する業務とします。

- (1) 入所者の生活扶助の実施に関する業務
- (2) 高尾園の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (3) その他市長が必要と認める業務

*詳細は、沼津市立高尾園指定管理者業務仕様書に従い実施することとします。

5 業務の再委託

指定管理者は、市との協議により、事前に市の承諾を受けた場合、設備等の保守点検等の業務を第三者に委託することは可能ですが、主たる管理運営業務を一括して第三者に委託することはできません。

6 指定管理者と市のリスク分担表

項 目	負担者	
	指定管理者	沼津市
包括的管理責任		○
施設の保守点検	○	
施設の維持管理	○	
施設・設備・物品等の経年劣化等に伴う修繕	○(1件30万円未満)	左記以外は協議による
周辺地域・住民対応	○	
安全衛生管理	○	
第三者への賠償	協議により定める	
災害時の対応	○(調査・報告、応急措置等)	○(指揮・指示、復旧措置等)
不可抗力(市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象)に伴う施設、設備の復旧経費等の負担		○
新型コロナウイルスその他新たに発生した感染症等による管理運営の中断や対策等に要する経費	協議により定める	
賠償保険、傷害保険、約定履行費用保険	○	
火災保険		○
指定管理業務が終了した場合、または期間中途に業務を廃止した場合における事業者の撤収費用	○	

7 指定管理者の募集に関する事項

(1) 募集に関するスケジュール

- ・募集要項公開 : 令和8年5月22日(金)
- ・現地説明会参加申込 : 令和8年5月28日(木)まで
- ・現地説明会 : 令和8年6月1日(月) 13時30分から
- ・質問受付 : 令和8年5月29日(金)～6月4日(木)
- ・質問回答 : 令和8年6月12日(金)(予定)
- ・申請書類受付 : 令和8年6月18日(木)～6月24日(水)
社会福祉課 生活支援係 必着
- ・選定委員会(ヒアリング) : 令和8年7月下旬予定
- ・候補者の選定・通知 : 令和8年8月下旬予定
- ・指定管理者の指定(市議会議決) : 令和8年11月下旬
- ・基本協定締結 : 令和8年11月下旬～令和9年3月31日
- ・年度協定締結 : 令和9年4月1日

(注) 本スケジュールは、募集要項等の公表日時点の予定であり、変更となる場合があります。

(2) 募集の手続き

① 募集の周知及び募集要項等配布

本指定管理者の募集については、沼津市のホームページに掲載し周知します。募集要項その他の書類の配布は、令和8年5月22日(金)から行います。同ホームページからダウンロードしてください。なお、窓口での配布は行いません。

- ・沼津市ホームページ ; <https://www.city.numazu.shizuoka.jp/>

② 質問書の受付

募集要項の内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。詳細については、下記質問書でお問い合わせください。

- ・受付期間 : 令和8年5月29日(金)～6月4日(木) 午後5時までに社会福祉課生活支援係に到達したもの。
- ・質問方法 : 指定様式である質問書(様式5)に必要な事項を記入のうえ、電子メールで送付してください。なお、メールの件名を「沼津市立高尾園指定管理者申請に関する質問」としてください。
電話や来訪など口頭による質問は受け付けません。
- ・送付先 : E-Mail shafuku@city.numazu.lg.jp
- ・担当 : 沼津市市民福祉部 社会福祉課 生活支援係

③ 質問書の回答

質問に対する回答は、メール等で行います(令和8年6月12日(金)予定)。回答にあたっては、質問をした団体名は公表しませんが、期間中受け付けた全ての質問を一覧として回答します。

なお、質問内容が不明確なもの、募集に関する意見の表明、募集に直接関係のない質問・意見・提案と解されるものについては回答しないこともありますので、質問内容は明確かつ簡潔に記述してください。

④ 申請書類の受付

申請書類を以下のとおり受け付けます。

- ・受付期間 : 令和8年6月18日(木)～6月24日(水)
- ・受付時間 : 受付期間の各日平日の午前8時30分から午後5時15分まで
- ・受付方法 : 申請書類は、下記提出窓口まで持参してください。郵送、FAX、電子メール等による提出は一切受け付けません。また、提出期限

後における申請書類の変更及び追加は認めません。

- ・提出先 : 沼津市市民福祉部 社会福祉課 生活支援係
所在地 静岡県沼津市御幸町16番1号

⑤ 選定委員会の開催

申請書類の受付後に選定委員会を以下のとおり開催します。なお、事前に質問事項の連絡や補足説明資料を求めることがあります。

- ・開催日 : 令和8年7月下旬予定

審査の時間・会場・実施方法等については、別途、事前に通知します。

※ 選定委員会では、指定管理者の候補者選定のため、申請団体から提出される申請書類についてヒアリングを実施し、選定委員からは市が選定を行う上で参考となる意見を述べていただきます。

⑥ 候補者の選定

申請団体の中から候補者を一団体選定します。審査結果は、全申請団体へ文書にて通知します（8月下旬予定）。

⑦ 指定管理者の指定

市議会の議決を経て、候補者を指定管理者に指定します（11月下旬予定）。

⑧ 指定管理者との協定締結

沼津市は、候補者と協定内容について協議のうえ、指定管理者と協定を締結します（4月1日予定）。

⑨ 現指定管理者との引継ぎ

現指定管理者から新指定管理者へ変更（交代）となる場合は、議会の議決により指定管理者と指定されてから、協定を締結するまでの間に、両方で速やかに業務の引継ぎを行っていただきます。

8 申請に関する事項

(1) 申請者

① 申請資格

申請者は、法人格を持つ団体とし、個人による申請は受け付けません。

② 申請者の制限

次に該当する団体は、申請者となることができません。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する団体

(イ) 直近1年間に、国税及び地方税を滞納している団体

(ウ) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしている団体。民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てをしている団体。または、銀行取引の停止、主要取引先との取引の停止等の事実がある団体

(エ) 募集開始日から遡り直近1年間に、沼津市から指名停止を受けている団体

(オ) 市長及び市議会議員本人が経営に関わる団体

(カ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等が構成員となっている団体及びそれらの利益となる活動を行う団体

(キ) 他の自治体において、途中で指定管理者の取り消しを受けた団体

(2) 申請書類

次に掲げる申請書類（正本1部・副本7部）を、令和8年6月18日（木）～6月24日（水）までの期間に、社会福祉課生活支援係に持参してください。

①	指定申請書（沼津市立救護施設設置条例施行規則第2条関係）	様式1
②	定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	
③	当該法人の登記事項証明書	
④	指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書	
⑤	沼津市立高尾園の管理に関する業務の収支予算書	様式2
⑥	その他市長が必要と認める書類	
	ア 沼津市立高尾園指定管理者事業計画書	様式3
	イ 直近1年間の国税の納税証明書（法人税及び消費税） 直近1年間の地方税の納税証明書（法人事業税及び地方消費税）	
⑦	確約書（暴力団排除）	様式4

(3) 留意事項

- ① 提案内容の変更及び追加
提出された申請書類の内容を変更及び追加することはできません。
- ② 虚偽の記載
申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ③ 関係者との接触
申請者もしくは申請者の代理人その他の関係者が選定委員会委員等、本公募関係者に対し、接触を求めたり、文章等を送付したり、利益を供与するなど申請者を有利にするよう働きかけた場合や他者を不利にするよう働きかけた場合は失格となります。

(4) 申請書類の取扱い

- ① 著作権
申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、沼津市が審査を行う作業や審査結果の公表等に必要な場合その他沼津市が必要と認める場合は、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
申請書類は、沼津市情報公開条例（平成12年9月27日条例第37号）第2条第1号に定める公文書となるため、選定結果にかかわらず情報公開の対象となります（同条例第5条に規定する不開示情報を除く）。そのため、当該指定管理者選定後、申請、事業計画書等の内容について情報公開請求があった場合、また、その他市長が必要と認めるときには、市は提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ② 特許権等
申請書類において、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他日本国内の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は申請者が負うものとします。
- ③ 内容変更の禁止
提出された申請書類の内容を変更することはできません。
- ④ 返却
申請書類は理由の如何を問わず返却しません。
- ⑤ 申請の辞退
申請書類を提出後辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

- ⑥ 費用負担
申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。
- ⑦ 追加提出
市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

9 現地説明会

(1) 日時：令和8年6月1日（月） 13時30分から

(2) 場所：沼津市立高尾園
沼津市足高字尾上156番地の1

- * 現地説明会への参加を希望する方は、令和8年5月28日（木）までに沼津市市民福祉部社会福祉課生活支援係に電話（055-934-4863）で申し込んでください。
なお、1団体2名までとします。
- * 現地説明会は希望団体がなかった場合は実施しません。
- * 現地説明会に参加しない場合でも、指定管理者の申請をすることができます。

10 指定管理者の選定等

(1) 指定管理者の選定方式

沼津市社会福祉課所管施設指定管理者選定委員会に関する要綱第3条に規定する委員によって組織された指定管理者選定委員会を開催し、申請者に対するヒアリングを行い、ヒアリング及び申請書類の審査により、指定管理者の候補者を選定します。
その後、市議会の議決を経て指定管理者を指定します。

(2) 基本的な選定基準

- ① 施設の利用に関し、平等性が確保できること。
 - ② 施設の効果的な管理が実現できること。
 - ③ 事業計画書に基づく管理を安定して行う能力を有していること。
- ※「沼津市社会福祉課所管施設指定管理者の選定等に関する要綱」による。

(3) 審査における評価項目

基本項目		採点基準	配点	
1	施設の利用に関する平等性の確保	利用者の平等性の確保	(1) 利用者に対し、状況に応じた公正かつ安全・安心な措置がなされているか、また利用について差別的取り扱いをすることなく、平等性・公平性が確保されているか（評価点×2）	10
		地域福祉の向上	(2) 事業計画が地域福祉の向上に資するものであるか（評価点×2）	10
	小計			20
2	施設の効果的な管理の実現	運営方針	(1) 施設の設置目的を理解し、明確な運営方針が示されているか（評価点×2）	10
		施設の維持管理等	(2) 常に居住環境の維持改善を基本とし、必要な修繕等を適時適切に行えるか、また施設保守管理の体制がとられているか（評価点×2）	10
	利用者支援	(3) 利用者が安心して施設生活をおくることができるための提案がなされているか	5	
		(4) 利用者への適切な支援を確保するための提案がされているか	5	
	利用者サービスの向上	(5) 利用者ニーズの把握、適切な苦情処理の体制がとられているか	5	
		(6) 安全管理体制及び災害等防止対策がとられているか（防犯・防災の充実強化、緊急時の対応、感染症対策、など）（評価点×2）	10	
小計			45	
3	事業計画書に基づく管理を安定して行う能力	財政的基盤	(1) 財政基盤が安定し、健全な経営状況となっているか（評価点×2）	10
		人員体制	(2) 安定的に管理体制を維持できる組織及び執行体制となっているか（人員数、資格等）（評価点×2）	10
			(3) 職員の指導育成、研修計画は整備されているか	5
	実績及び経験	(4) 社会福祉事業、保護施設及び類似施設の管理運営の実績はあるか（評価点×2）	10	
小計			35	
合計			100	

※評価点：

優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1

(4) 指定管理者選定委員会の開催

申請者は市の指定する日（7月下旬予定）に行う指定管理者選定委員会に出席し、沼津市立高尾園指定管理者の申請に関するヒアリングを受けるものとする。

(5) 選定結果の通知及び公表

選定結果については、指定管理者選定委員会に出席した申請者に対して8月下旬（予定）に、申請者へ通知するとともに、ホームページ等で公表します。

11 協定書の締結

市議会の議決を経て指定管理者の指定を受けた団体は、高尾園の管理運営に関する協定を沼津市と締結します。

協定は、次のとおり指定期間中の包括的な事項を定めた基本協定と単年度ごとに具体的な事項を定めた年度協定を締結します。

(1) 基本協定において定める主な事項（予定）

- ① 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- ② 指定管理者の業務の範囲に関する事項
- ③ 事業計画の実施の条件に関する事項
- ④ 業務の再委託に関する事項
- ⑤ モニタリングに関する事項
- ⑥ 沼津市が支払うべき経費の額及び支払い方法
- ⑦ 個人情報の保護に関する事項
- ⑧ 備品等の管理に関する事項
- ⑨ リスク分担に関する事項
- ⑩ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑪ 損害賠償に関する事項
- ⑫ 原状回復の義務
- ⑬ その他市長が必要と認める事項

(2) 年度協定において定める主な事項（予定）

- ① 協定期間に関する事項
- ② 市及び指定管理者が支払うべき経費に関する事項
- ③ その他沼津市が必要とする事項

12 モニタリング

モニタリングとは、指定管理者による公の施設の管理運営に関し、法令、条例等のほか協定書等に基づき適正かつ確実なサービスが提供されているかどうか、サービスの安定的、継続的な提供が可能な状態にあるかどうかについて、各種報告書、利用者アンケート調査、実地調査などの方法によりデータを収集し、評価を行うことです。

市では、指定期間中に各種モニタリング（月例モニタリング、定例共同モニタリング、年度モニタリング等）を実施し、事業評価を行います。

(1) 事業報告書等の提出

指定管理者は、毎年度終了後、地方自治法第 244 条の 2 第 7 項の規定に基づく事業報告書のほか、月次報告書、利用者アンケート結果等を沼津市に提出します。

(2) モニタリング実地調査の実施

モニタリングの実施時期や項目については、協定等において定めます。

(3) 業務の基準を満たしていない場合の措置

モニタリングの結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、沼津市は指定管理者に必要な改善措置を講じるよう通知や是正通告を行い、それでも改善が見られない場合は、指定を取消すことがあります。

13 その他

(1) 関連法令等の遵守

- ① 地方自治法
- ② 生活保護法
- ③ 労働基準法
- ④ 保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（静岡県）
- ⑤ 保護施設の設備及び運営の基準に関する規則（静岡県）
- ⑥ 沼津市立救護施設設置条例
- ⑦ 沼津市立救護施設設置条例施行規則
- ⑧ 沼津市立高尾園管理規程
- ⑨ その他関連する法令等

(2) 事業の継続が困難となった場合の措置

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、沼津市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合、沼津市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

② 指定管理者の責めに帰すことができない事由による場合

不可抗力等、指定管理者の責めに帰することのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について沼津市と協議するものとします。

(3) 指定期間終了後の引継ぎ

指定管理期間終了後、再び公募により指定管理者を決定する場合には、別の団体への引継ぎが発生することがあります。その場合、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、業務を遂行できるよう、適切な引き継ぎを行わなければなりません。

(4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項が生じた場合の措置

沼津市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

(5) 募集要項の内容に変更が生じた場合の措置

募集要項の内容が変更となった場合、速やかに更新版を沼津市のホームページへ掲載しますが、申請者等へ個別に通知することはありません。

(6) 建物施設等の工事の取扱い

建物の躯体・外壁・屋根に係る部分の大規模修繕・改修工事等については、点検結果や指定管理者からの要望等を受け、市において確認の上、市が直接行います。その他の経年劣化等による維持管理修繕については、基本的に指定管理者が指定管理料から支出し行うものとします。

また、当施設のこれまでの修繕実績、経年劣化等を踏まえ、指定管理者対応の修繕として、少なくとも年間合計 3,500,000 円程度の修繕料を見込んでください。

なお、最終的には市が修繕を行う場合であっても、不具合箇所の点検や関係業者からの見積書の徴収等の初期対応については、施設の維持管理業務として指定管理者が対応するものとします。

(7) 市が実施する工事の調整等

今後、老朽化等に伴い、建物施設や空調等設備の改修・更新工事等が見込まれますが、次期指定管理期間にこのような状況が発生した場合、指定管理者は市に対し工事協力を行うとともに、状況に応じた対応策等について協議するものとします。

(8) 監査

- ① 指定管理者は、施設の設置者たる地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。
- ② 議会から監査委員又は個別外部監査人に対し、地方公共団体の事務に関する監査の求めがあった場合においても、地方公共団体の事務を監査するのに必要な範囲で、指定管理者は出頭を求められ、調査の対象となり、帳簿書類その他の記録を提出しなければなりません。

(9) 公表・公開について

選定の過程や選定結果、指定管理者のモニタリング結果については、本市ホームページにて公表します。

また、申請書等、市に提出する書類については、沼津市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、同条例第5条に掲げる不開示情報を除いて、全て公開します。

問合せ先 〒410 - 8601
沼津市御幸町 16 番 1 号
沼津市市民福祉部社会福祉課 生活支援係
TEL : 055 - 934 - 4863
FAX : 055 - 933 - 4162
E-mail : shafuku@city.numazu.lg.jp

沼津市立高尾園指定管理者申請に関する様式集

指 定 申 請 書

年 月 日

(あて先) 沼津市長

所在地
申請者 団体名
代表者名

沼津市立高尾園の指定管理者の指定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (2) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (4) 沼津市立高尾園の管理に関する業務の収支予算書
- (5) その他市長が必要と認める書類

沼津市立高尾園の管理に関する業務の収支予算書

収入の部

項目	内訳	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
指定管理料						
利用料収入						
合計 (A)						

支出の部

項目	内訳	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(例) 人件費						
事務費						
合計 (B)						
収支 (A) - (B)						

*金額は消費税を含む

*項目・内訳は適宜追加修正してください。任意の様式による提出も受付けます。

沼津市立高尾園指定管理者事業計画書

申請団体名 _____

以下の様式を参考に、任意に作成してください。

(留意事項) 原則としてA4サイズに統一してください。基本体系を崩さない範囲で、適宜項目を追加、分類し、分かりやすく記載してください。必要に応じて資料を添付してください。

1 施設の利用に関する平等性の確保

- (1) 利用者の平等性の確保
- ・施設利用に際し、利用者に対する平等性・公平性についての考え方を記載してください。
- (2) 地域福祉の向上
- ・沼津市民の地域福祉に資する事業実施について記載してください。

2 施設の効果的な管理の実現

- (1) 運営方針
- ・施設の設置目的を踏まえたうえで、管理運営の基本方針、目標設定などについて記載してください。
- (2) 施設の維持管理等
- ・建物施設、施設設備のほか屋外における植栽、駐車場など施設全般の維持管理の基本的な考え方、利用者に対する安全確保などについて、また施設保守管理の体制についても記載してください。
- (3) 利用者支援
- ・利用者の状況等に応じた活動や定期的な行事計画など、利用者が安心して充実した施設生活を送るための方策について記載してください。
 - ・利用者に対する支援向上の取組みについて記載してください。(利用者の障害等の特性を考慮し、地域移行を実現するための支援に努めているか、利用者の支援計画は基本方針をもとに関係者の意見も踏まえ、組織的に作成されているかなど)
- (4) 利用者サービスの向上
- ・利用者ニーズの把握、サービスの質の維持・向上のための提案、苦情対応、それらの改善や利用者の声を反映させる仕組みについて記載してください。
 - ・防犯・災害等における安全管理体制、緊急時の対応及び防止対策、また感染症対策などについて記載してください。

3 事業計画書に基づく管理を安定して行う能力

- (1) 財政的基盤
- ・申請団体の経営状況などについて記載してください。
- (2) 人員体制
- ・人員体制(人員数、資格等)、人員確保の方策について記載してください。
 - ・職員の指導育成、研修計画等について記載してください。
- (3) 実績及び経験
- ・同種、同類施設の管理実績について記載してください。

確約書（暴力団排除）

私は、下記のことを確約します。

また、必要な場合には、このことについて沼津市が、静岡県警察本部に照会することを承諾し、当該照会に係る必要書類の請求をしたときは当該請求に従うことを約束します。

記

- 1 私は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団員等（沼津市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者
 - (2) 暴力団（沼津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が、出資、融資、取引その他の関係を通じた権利を行使することにより、又は暴力団員等がその親族関係若しくは交際関係を通じ、その事業活動の継続に重大な影響を及ぼす者
 - (3) 暴力団若しくは暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の各号に掲げる者を経営、運営に実質的に関与させていません。

沼津市長 宛

令和 年 月 日

ふりがな		ふりがな	
代表者役職		代表者氏名	(署名または記名押印)
所属団体			
所在地	〒 —		
電話番号			
生年月日	昭和 平成 年 月 日	性別	男 女

*照会に際し氏名・ふりがな・所在地・生年月日・性別が必要となります。

沼津市立高尾園指定管理者募集に関する質問書

令和 年 月 日

あて先 沼津市市民福祉部社会福祉課
沼津市御幸町 16 番 1 号
TEL 055 - 934 - 4863
FAX 055 - 933 - 4162

所在地
団体名
担当者
電話
FAX

質問内容